

質問第七二号

日本国内で使われる新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年五月十四日

船後靖彦

参議院議長 山東昭子 殿

日本国内で使われる新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関する質問主意書

二〇二一年五月七日、ロイター通信は、「日本国内に到着した新型コロナウイルスワクチンは二千八百万回分に達したが、接種が完了したのは十五%程度の四百万回超で、約二千四百万回分が「（接種を担当する）人手や手配上のボトルネック」によって使われないまま残っている」旨報じている。

また、ワクチンメーカーから日本に出荷された新型コロナウイルス感染症に係るワクチンが国内において滞留しているのではないか、国内において滞留するワクチンが接種の遅れをもたらしているのではないかと指摘する声もある。

自治体の接種現場へのワクチンの速やかな供給を確実に実現するためには、ワクチンの滞留量及び滞留状況を政府が適確に把握しているかどうかを、確認することが重要であるので、以下のとおり質問する。

一 二〇二一年五月十四日時点で日本政府と契約を結んでいるワクチンメーカーすべて及びその契約済みのワクチン量を明らかにした上で、政府は、それらを正確に把握し、関係部局で速やかに情報共有できていると考えているか、見解を示されたい。

二 二〇二一年五月十四日時点におけるワクチンメーカーから日本政府にワクチンの引渡しが終了している

ワクチンメーカー別ワクチン量及びそのワクチンの引渡しが行われた場所又は地域を明らかにした上で、政府は、それらを正確に把握し、関係部局で速やかに情報共有できていると考えているか、見解を示されたい。

三 二〇二二年五月十四日時点における日本政府に引渡し済みのワクチンについて、（ア）日本国外で保管している量（日本に輸送中のワクチンを含む。）、（イ）日本国内に既に持ち込まれていて保管している量、（ウ）日本国内で既に消費した量をそれぞれ明らかにした上で、政府は、それらを正確に把握し、関係部局で速やかに情報共有できていると考えているか、見解を示されたい。

四 二〇二二年五月十四日時点における（ア）日本国内においての都道府県別ワクチン割当量、（イ）都道府県別輸送済みワクチン量及びワクチン消費量、（ウ）都道府県に輸送前のワクチン量をそれぞれ明らかにした上で、政府は、それらを正確に把握し、関係部局で速やかに情報共有できていると考えているか、見解を示されたい。

右質問する。